

平成26年度第1回鹿児島県障害者自立支援協議会 議事要旨

1 開催日時

平成26年12月19日（金）午後3時30分から午後5時まで

2 場所

鹿児島県青少年会館3階 洋会議室

3 出席委員

福留委員，石場委員，江之口委員，水流委員，鶴田委員，染川委員，小川委員，下山委員，福田委員，和田委員，杉田委員，嶽委員，郡山委員，田中委員，畑山委員（15名出席，委員総数19名）

4 議事

(1) 協議事項

第4期鹿児島県障害福祉計画（骨子案）について

5 議事録

(1) 定足数の確認

本日の協議会の出席者については，福迫委員，山本委員，木村委員及び鈴木委員を除く15名が出席し，定数19名の過半数以上が出席

(2) 会長選出及び副会長指名

水流委員の会長就任が承認された。また，水流会長の指名により，江之口委員の副会長就任が決定された。

(3) 会議の公開について

不開示情報を含む事項を取り扱わないため，会議は公開で行うことと決定された。

(4) 協議事項

【事務局】

（第4期鹿児島県障害福祉計画（骨子案）について説明）

【委員】

難病患者は，障害者手帳を持ってない方が多いが，法改正により障害福祉サービスを利用できるようになり，居宅介護や同行援護，就労支援等の需要が高い。患者の周知のためにも，4期計画に難病を随所に盛り込んでいただきたい。

「本県の障害者の現状」に3障害が記載されている。特定疾患医療受給者証所持者数は把握できるので，難病も記載するよう検討いただきたい。

【事務局】

難病患者の記載については検討したい。今後も市町村と連携しながら，難病患者の障害福祉サービス利用推進について周知に努めたい。

【委員】

4期計画の障害福祉サービスや計画相談の見込量は、市町村の単純積み上げか。児童発達支援等の見込量に対して計画相談数が少なくないか。

長期入院患者の地域移行への体制が進められているが、どのように加味しているのか。

【事務局】

障害福祉サービスの見込量は、平均的な伸び率を平成26年度の実績に乗じて算出した数字である。計画相談の見込量については、利用者の支給決定期間やモニタリングとの関わりがあり、市町村の積み上げ数に近い。

【委員】

見込量については、必要とする数値を目標として掲げるべきである。目標を掲げて環境を整え、課題があれば関係機関で課題解決に向かって推進することが必要ではないか。

【事務局】

相談支援数や精神患者等の地域移行についても、市町村に再確認したい。

【委員】

地域移行等の目標数値は低くないか。長期入院している精神患者等の地域移行は待ったなしの状況であり、精神科病院の退院率が全国最低なのは恥ずべきことである。計画には高い目標を掲げ、実行するためのモチベーションを高めてほしい。

【委員】

障害児、者ともに計画相談の質が大事であり、今後の課題である。基幹相談支援センターの設置の促進とともに、相談支援の質の評価や人材育成を含め、市町村だけでなく、県の地域連絡協議会等とも連携ができればよい。

【委員】

障害児の計画相談支援事業所が少なく、計画相談の質の問題もある。県内の相談支援専門員による会を立ち上げたい。

【事務局】

児童発達支援センター等の事業所の増加に対応する形では、相談支援事業所が増えていない。計画相談の質の向上についても研修等は重要である。

【委員】

事業所の第三者委員会や外部評価などの取組が必要である。児童発達支援現場は療育とかけ離れている実態もあるのではないか。質の問題は、私たちが思っている

以上に厳しい。監査等を実施し、質の向上を図ってほしい。子どもは発達しており、待ったなしであることを踏まえて検討いただきたい。

【委員】

4期計画では、サービス支援事業所の「量的確保」「質的向上」の両方を目標として掲げる必要がある。児童発達支援が増えていけば、当然、放課後等デイサービスの見込量も大きく増えていく。

【事務局】

質の向上についても市町村と連携していきたい。障害福祉サービス量は、現在もニーズが増加傾向にあるため、今後も、量の確保は必要である。厚生労働省が作成予定の放課後等デイサービスのマニュアルを踏まえ、質の向上に取り組んでいきたい。基幹相談支援センターは、市町村に1つ必要だと思っている。4期計画では、質も量も必要であると言わざるを得ない。

【委員】

放課後等デイサービスの質の現状については理解している。今後も教育との連携が重要である。

【委員】

放課後等デイサービス利用者が増加している。事業所を選択できる反面、保護者からは、質の低下を心配する声もある。基幹相談支援センターがない地区では、進路指導の面から設置してほしいとの声も大きい。

【委員】

就労系の事業所が増えてきている。事業所を選択できるというのは良いが、質の問題がある。モラルハザードが起きてしまえば、障害者虐待・権利侵害等の問題が生じる。第三者評価が必要ではないか。

【事務局】

県としては、事業所に対する集団指導等の場で触れていきたい。

【委員】

第三者評価も大事だが、サービス等利用計画の自法人の作成を規制するなど、より多くの目を入れる取組が必要である。それが虐待防止や事業所の綱紀粛正に繋がる。それができる相談支援専門員の人材は育ってきているのではないか。

(5) その他

【委員】

地域の自立支援協議会の意見、動きや課題について、次回示していただきたい。